

森の舟”forest Ship”定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この団体の名称を「森の船/フォレストシップ」と言い、森と川と海を結ぶ活動に賛同するものが乗船する意味を込め、命名される。

（事務所）

第2条 この団体は、主たる事務所を、岩手県九戸郡野田村に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この団体は、自然と人間の共生を図り、これを継続発展させていくため、森、川、海、を資源とする循環型街づくりに関する事業を行い、農業を目指す者、漁業を目指す者、林業を目指す者、物づくり職人を目指す人々へ有形無形の支援を行う。

（“森の舟”事業種類）

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- （1）森、川、海、の環境を保全し、尽きない資源をもって地域の根幹にすることの活動。
特）森、川、海、田畑の科学的知識の啓蒙。
 - （2）林業をなりわいとするため、その伝統をもとに新しい技を求め、作り出し伝えること。
特）「空師（樹空の宣教師）」「林業機械養成講座」の開設と技術研修。
 - （3）森と海をつなぐ川の暮らしや文化と科学を創造的に伝えること。
特）自然を体験的に学ぶメニュー作りと実践。
 - （4）海のもてる豊かさと厳しさを伝え、その生業の発展を目指す活動。
特）木造船の建造と魚介類藻類の収穫を体験的に学ぶ機会と場所を作り出すこと。
 - （5）安心安全農作物作りのための情報や実践的体験希望者に対し援助を行う。
特）森と川と海を結び生産する有機農法の研究とその肥料作り。
特）おいしい物づくりと楽しい物づくり実践。
 - （6）森林・農業ボランティア。薪作り・田んぼの畦刈り・自然水路の保全など社会奉仕の実践。
上記、特）は理事会及び担当部会で活動の必要に応じ更新決定され、年の重点事項とする。
- 2、これらの情報は「森の舟会報」やインターネットホームページ上で公開する。

第3章 会員

（種別）

第5条 この団体の会員は、次の3種とする。

- （1）正会員
この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- （2）賛助会員
この団体を賛助するため入会した個人及び団体。
- （3）協力会員
この団体の目的に賛同して金品の寄付または時間、能力等の提供により、目的達成に協力する個人及び団体。

（入会）

第6条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、入会申込者がこの会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上、7 人以内。
- (2) 監事 1 人以上。
- 2 理事のうち、1 人を代表理事、副代表 2 名を選任できる。
- 3 この会に、必要に応じ部会を設け、その担当役員を理事とは別に選出できる。また、理事はこの担当部会役員を兼ねることはできるが、二つ以上の部会の役員は兼ねることができない。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、1 年とする。

- 2 補欠の選任、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 17 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 18 条 この団体に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

- 第 19 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更。
 - (2) 解散。
 - (3) 合併。
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
 - (5) 事業報告及び収支決算。
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。
 - (7) 会費の額。
 - (8) その他運営に関する重要事項。

(開催)

- 第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(議長)

- 第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 24 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

- (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名。
 - (6) 役員の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、担当役員も含める。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第32条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

(資産の区分)

第 35 条 この団体の資産はこれを分けて、団体活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 36 条 この団体の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この団体の事業報告書、収支計算書は毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 39 条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 40 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする団体活動に係る事業の成功が不能に陥ったとき。
- (3) 正会員の欠員。
- (4) 合併。

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

附 則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事（会長）

理事（副会長）

理事 1

事業担当役員（必要数）

監事 1

理事 2

監事 2

（副会長）

理事 3

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 年 3 月 31 日までとする。

4 この団体の設立当初の会費は次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|----------|-----|-----|----------|-------|
| (1) 正会員 | 年会費 | 個人 | 2,000 円 | |
| | | 団体 | 5,000 円 | |
| (2) 賛助会員 | 年会費 | 1 口 | 10,000 円 | 1 口以上 |
| (3) 協力会員 | 年会費 | | 無料 | |